

機関名	事業名	対象者（要件）	支援措置の内容	実施主体（問合せ先）
10 雲仙市	農業就業者確保育成対策事業	新規就農を希望し、雲仙市内の農業者から研修を受け、必要な要件を全て満たす者 ・雲仙市内で在住就農、就農準備資金の研修計画承認、技術習得支援研修合格ほか (詳細はお尋ねください)	【研修期間中の支援】 ・就農準備資金に加え、月額5万円（年間60万円）を最長2年間交付	雲仙市役所 農林課 0957-47-7828
	担い手育成支援事業	・雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者	農業機械及びその機械の付属品の購入費等	
	①農業機械導入事業	・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械で、汎用性のないものとし、その基準については別に定める。	・当該事業に要する経費の1/5以内（補助金限度額100万円） ※なお、経営開始資金を受給しない者は2/5以内（補助金限度額150万円）	
	②農業施設整備事業	・面積が概ね5a以上かつ間口2.5m以上の園芸ハウス、育苗ハウス並びに面積が200㎡以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設	・園芸用ハウス及びその付帯設備、畜舎又は家畜糞尿処理施設の新規整備に要する経費 ・補助率、限度額は上記①に同じ	
	③新規就農者移住促進事業	・事業主体は市外から移住してきた新規就農者（非農家に限る）で、住民票を移して5年以内 ・導入する機械は、上記①に同じ。中古機械を含み、耐用年数2年以上に限る。 ・施設借上補助にあっては、施設（土地を含む）の借上に要する費用 ・営農開始に必要な初期費用	・当該事業に要する経費の1/2以内とし、農業機械購入補助は150万円、施設借上補助は50万円を限度 ・初期費用は種苗・肥料・農薬・被覆資材・支柱・防草シートの経費で20万円を限度	
④経営簿記ソフト購入事業		・経営簿記ソフトの購入費用（上限6万円）		
11 南島原市	新規就農者就農支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・市内に住所を有し、就農準備中又は就農後1年未満 ・経営開始資金の対象又は対象となる見込み。ただし親元就農又は経営継承は除く。	・農地、施設、資材などに要する経費の75%（上限75万円）	南島原市役所 農林課 0957-73-6661
	農業研修支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・市内に住所を有し、市内で就農 ・市へ転入後1年以内のUターン者 ・就農準備資金の対象又は対象となる見込み ・長崎県が登録する南島原市内の研修受入団体等の指導のもとで研修	・研修期間中の家賃1/2補助（上限25,000円/月）	
	親元就農者支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・親元就農のために市内へUターンして1年未満 ・市外で3年以上の就労経験がある ・就農時の年齢が、原則50歳未満 ・前年の世帯所得が600万円以下 ・経営開始資金との併用不可	・就農1年目に100万円、2年目及び3年目は30万円の交付金	